

## 大型鯨類（総説）

### 背景

我が国にとって、鯨類資源は他の海洋生物資源と同様に漁業の対象であり、捕鯨は他の漁業同様に食料を確保する一つの手段となっている。そのため、資源が豊富で持続的な利用が可能な種は利用し、資源が少なく保護が必要な種には保護策を講じている。この立場のもと、我が国は、鯨類資源の適切な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を目指すことを目的とした国際捕鯨取締条約（ICRW : International Convention for the Regulation of Whaling）の下に設立された国際捕鯨委員会（IWC : International Whaling Commission）において鯨類資源の持続的利用を目指している（<https://iwc.int/>）。IWC の管理対象種は 14 種（シロナガスクジラ、ナガスクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ、クロミンククジラ、サトウクジラ、コククジラ、ホッキョククジラ、セミクジラ、コセミクジラ、マッコウクジラ、ミナミトックリクジラ、トックリクジラ）であり、ここではこれらの種を大型鯨類と定義する。

1972 年に開催された国連人間環境会議に端を発した欧米諸国を中心とする鯨類保護の機運は、時を経ずして IWC を席巻するようになり、大型鯨種の相次ぐ捕獲規制やそれに続く母船式操業規制（ミンククジラを除く）を経て、IWC による 1982 年の商業捕鯨モラトリアム採択に至った。この措置は、鯨類資源に関する科学的知見が不足している当時の状況を踏まえ、各鯨種・系群の資源状態に関わらず一時的に商業捕鯨を停止し、その間に最良の科学的知見を集めて、1990 年までにゼロ以外の捕獲枠の設定を検討する旨を規定したものである。つまり、商業捕鯨モラトリアムは反捕鯨国や動物愛護団体がしばしば述べるような捕鯨の永久禁止規定ではなく、科学的根拠に基づいた適切な資源管理を実現するための道筋の中の一つの過程であり、適切な商業捕鯨の捕獲枠を設定し、商業捕鯨を再開するプロセスを規定しているのである。当初、我が国を含む数か国が異議を申し立てたものの、結果として 1986 年漁期にモラトリアムが適用され、我が国においても 1987 年漁期を最後に大型鯨類を対象とする全ての商

業捕鯨が一時的に停止されることとなった（図 1）。

ノルウェーは一時的に商業捕鯨を停止したが、モラトリアムへの異議申し立てを撤回していないことから 1993 年より商業捕鯨を再開した。また、一旦 IWC を脱退したアイスランドもモラトリアムに留保を付して 2002 年に再加盟し、2006 年より商業捕鯨を行っている。これら以外に、現在 IWC 加盟国が行うことができる鯨類の捕獲活動は、国際捕鯨取締条約附表第 13 条に基づくアラスカ・イヌイット他に許された先住民生存捕鯨、同条約第 8 条に基づく特別許可の下での捕獲調査ならびに IWC 管轄外の種を対象とする小型捕鯨業及びいるか漁業のみである。

先述したとおり、1982 年に採択されたこの商業捕鯨モラトリアムは、1990 年までに“ゼロ以外の捕獲枠の設定を検討する”ことを明確に規定している。しかし、反捕鯨国は、ゼロ以外の捕獲枠設定の検討ではなく、モラトリアムの維持自体を目的とするようになり、彼らが過半数を占める IWC ではモラトリアム導入の当初の趣旨がないがしろにされた状態が続いている。例えば、2014 年の第 65 回 IWC 総会において、日本政府は 2014 年から 2018 年までの日本沿岸域におけるミンククジラ 17 頭の捕獲枠設定を提案した。この捕獲頭数は、予防的原則に則り、非常に保守的な系群構造仮定のもと算出されたものであり、IWC/SC が資源に悪影響を与えないものと合意した試算値である。しかも、同提案には捕獲枠の遵守を確保するための監視、遵守、取締措置など幅広い管理措置が盛り込まれていた。しかしながら、捕鯨そのものに反対する反捕鯨国は商業捕鯨モラトリアムの維持に固執し、投票の結果、この提案は否決された。

このような鯨類および捕鯨に関する根本的な立場の相違が存在するなかでも、モラトリアムの採択以降、我が国は捕獲調査を含む鯨類科学調査を実施して科学的情報を収集し、鯨類資源管理の発展に貢献してきた。なお、モラトリアムの導入以降、IWC 総会ではゼロ以外の捕獲枠の設定が検討される兆しきはなかったが、1992 年、IWC 科学委員会は、鯨類の捕獲枠の算定を可能とする改訂管理方式（RMP : Revised Management Procedure）を開発し、1994 年には RMP を IWC による鯨類資源管理措置とすることが合意された。さらに、調査から得られた知見が蓄積されるにつれて、IWC において、鯨類の保護だけではなく生態系のバランスを考慮して資源を持続的に利用することの重要性に対する理解が深まってきた。IWC において鯨類の持続的利用を支持する国が増加したのは、このような地道な調査とその成果の普及活動の成果である。近年では、我が国の鯨類資源研究はさらに多様化・複雑化してきている。研究のニーズは、対象鯨類・系群の資源管理にとどまらず、生態系モデリング、環境変動のモニタリング、さらにはホエールウォッチングなどの新海洋産業の

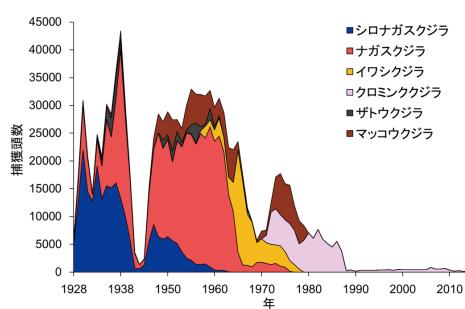


図 1. 1928 年から 1986/87 年までの南極海母船式捕鯨による鯨種別捕獲頭数の変遷、1987/88 年以降は調査による標本採集数の変遷 (Allison 2016)

管理などにまで広がっている。以下に IWC の対象種である大型鯨類におけるそれらニーズと背景、そして調査の現状について概説する。

## 大型鯨類資源研究のニーズ

大型鯨類資源研究の直接的ニーズは、まず捕鯨対象資源の適切な保存と管理を行うための科学的根拠を固めることにあり、科学的に持続可能なレベル（捕獲頭数）の捕鯨の再開が目標である。このために、対象資源の系群構造を明確にし、資源量を把握し、再生産率を推定し、資源管理モデルを開発して、資源の持続的利用を図っていくことが重要である。現在、大型鯨類を対象とする捕鯨業は IWC のモラトリアムにより操業を中断しているが、IWC 自身が鯨類資源利用のための研究を放棄しているわけではなく、下部組織の科学委員会（IWC/SC：IWC Scientific Committee）ではモラトリアム導入以降も RMP の開発や運用試験、資源量推定法の標準化、個別資源の評価等に取り組んでいる。

また、大型鯨類資源研究のニーズはこれらにとどまらない。かつて公海流し網の操業停止に至るほどに深刻化した鯨類の混獲問題への対処、漁業資源を巡る人間と鯨類の競合問題、鯨類の船舶との衝突問題への対処にも鯨類資源研究の明確なニーズがある。我が国では、生態系モデルを構築し鯨類とその他の魚種との生態系における関係性を理解し、鯨類やその他の水産資源の管理に貢献することを目指しており、ここにも大型鯨類資源研究へのニーズがある。ホエールウォッキングなど新海洋産業の管理にも、対象種の資源・生態研究が必要とされている。さらに、潜在的ニーズとして、海洋における生物多様性の保持と将来への継承のためにも希少種を含めた鯨類資源研究があることは言うまでもない。

## 大型鯨類資源研究の枠組み

大型鯨類資源の国際的管理はもっぱら IWC が担っており、下部組織の IWC/SC は、本委員会の指示により商業捕鯨が行われていた時代には資源の診断、評価、捕獲枠の勧告を行い、またモラトリアムが実施されてからは包括的資源評価と RMP の開発、資源評価並びに RMP 適用試験を行ってきた。IWC/SC は、加盟国派遣科学者、招聘専門家、国際機関からのオブザーバーなど総勢 200 名以上の専門家から構成され、毎年 4 ～ 6 月頃に、2 週間程度の年次会合を開き、必要に応じて作業部会や中間会合を開催する。2017 年現在では、7 分科会 10 作業グループが設立されている。

また、北大西洋海域では北欧諸国・地域による北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO：North Atlantic Marine Mammal Commission）が独自の鯨類資源管理を行っている（<http://www.nammco.no/>）。同委員会にも下部機関として科学委員会があり、親委員会に科学的助言を行っている。日本は、親委員会と科学委員会にオブザーバー参加している。太平洋海域の北太平洋海洋科学機関（PICES：North Pacific Marine Science Organization）は鯨類等高次捕食者が生態系に与える影響を評価しているが、資源管理は目指していない（<http://www.pices.int/>）。

我が国における大型鯨類資源研究については、水産庁が中心となり、旧遠洋水産研究所（遠洋水研）の鯨類関連の 2 研究室を経て、2011 年 9 月 1 日に発足した水産総合研究センター（2016 年 4 月より水産研究・教育機構）国際水産資源研究所（国際水研）の鯨類関連の 1 グループ（鯨類資源グループ）が、IWC 対象種を含めた鯨類資源の管理に関する調査・研究を担っている。1987 年に、旧（財）捕鯨協会と鯨類研究所を発展的に再組織化して設立された日本鯨類研究所（日鯨研）は、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を主体に広範に資源研究に取り組むとともに、社会科学的な研究や広報活動、さらに鯨肉の市場流通調査など幅広い活動を行っている（<http://www.icrwhale.org/>）。

## 大型鯨類資源研究の個別テーマと実態

### （1）大型鯨類資源の包括的評価と詳細評価

IWC が 1982 年に採択した商業捕鯨モラトリアムには、商業目的の鯨の捕獲頭数を一時的にゼロとすることとともに、鯨類資源の包括的評価を行い、ゼロ以外の捕獲枠の設定を検討することが明示されている。この規定の下に、IWC/SC は

- ①資源分析及び評価手法の見直し
- ②最良のデータと手法に基づく個別資源の包括的評価
- ③RMP の開発

を開始した。

資源量分析手法としては目視調査法が支持されその基準化が進み（IWC 1994）、さらに資源評価法としていわゆる Hitter/Fitter 法が標準的方法として一般化するようになった（de la Mare 1989）。また、個別資源の詳細評価（包括評価とも呼ばれる）は、1990 年のコククジラ資源評価から始まり、以後、クロミンククジラ、北太平洋ミンククジラ、北大西洋ミンククジラ、北大西洋ナガスクジラ、北太平洋ニタリクジラ、北大西洋ザトウクジラなどデータが十分にそろった鯨種について行われ、現在は北太平洋のイワシクジラとザトウクジラの詳細評価が行われている最中である。また、今後詳細評価を行う鯨種についても検討が進められている。

RMP の開発は、IWC/SC が最も力を入れた活動の一つで、提起より 16 年に及ぶ比較検討の結果、情報の不確実性に強い RMP が完成し、1992 年に合意を見た（田中 2002）。北太平洋のミンククジラとニタリクジラで実際のデータを用いた第 1 回目の運用試験が 2003 年と 2008 年にそれぞれ終了した。2013 年には、北太平洋ミンククジラについては 2 回目の運用試験が完了し、現在は北太平洋ニタリクジラの第 2 回目の運用試験が実施されている。

しかしながら、IWC/SC により RMP が完成した後も、本委員会において反捕鯨国側がその運用を補完する監視取締制度の必要性を主張し、IWC 本委員会はこれらを実際に運用するための改訂管理制度（RMS：Revised Management Scheme）の制定に着手した。しかしながら、10 年以上にわたる協議にも拘らず、反捕鯨国の執拗な抵抗によって RMS は完成に至らず、本件に関する議論は 2006 年に事実上打ち切りを余儀なくされた。また、2013 年の北太平洋ミンククジラの RMP 運用試験の結果を用いて、日本政府は 2014 年

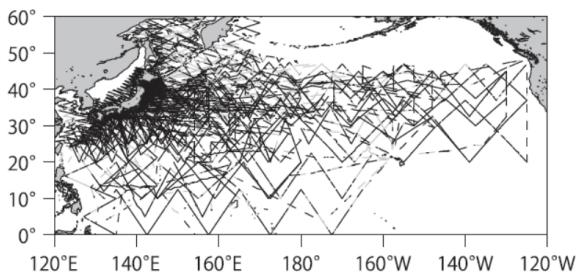


図 2. 北太平洋鯨類目視調査航跡図（1983～2006年）  
(Kanaji *et al.* 2015 を改変)

の本委員会で北太平洋におけるミンククジラ 17 頭の捕獲枠設定を提案したが、反捕鯨国の反対により否決された（「背景」の章を参照）。

なお、我が国が関係する鯨類種の捕獲実績の統計については、本書の魚種別解説（クロミンククジラ、ミンククジラ、シロナガスクジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ）中の統計を参照されたい。

## （2）IWC との国際共同調査プロジェクト（IDCR 国際鯨類調査 10 か年計画／SOWER 南大洋鯨類生態総合調査、POWER 北太平洋鯨類生態総合調査）

### （a）南極海

国際鯨類調査 10 か年計画（IDCR : International Decade of Cetacean Research）は、実質的には IWC が 1978/79 年度に各国の捕鯨船団と独立した目視調査船団を組織し、クロミンククジラを対象とした資源調査航海を行ったことによりスタートした。初期には 6 年間で南極を一周するペースで開始され、2003/04 年度で 3 周目が終了した。1996/97 年度より南大洋鯨類生態総合調査（SOWER : Southern Ocean Whale and Ecosystem Research）に移行し 2009/10 年度まで調査が実施された。これらの調査航海によって、鯨類目視法が著しく発展した。日本政府は、1978 年の第 1 回調査航海より調査船及び乗組員を拠出するなど、積極的にこの計画の支援を行った（松岡 2002）。これら IDCR と SOWER の目視調査結果に基づくクロミンククジラ資源量推定については、10 年以上の検討を経て 2012 年の IWC で決着を見た。それによると第 2 周目と第 3 周目の資源量推定値（95% 信頼区間）はそれぞれ 720,000（512,000-1,012,000）、515,000（361,000-733,000）で合意され、本種の詳細資源評価に用いられた。

### （b）北太平洋

2010 年からは北太平洋において IWC と日本による国際共同目視調査（POWER : Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research program）が実施されている。POWER は、主にイワシクジラとニタリクジラの資源量推定と系群構造解明を目的に開始され、2016 年にこれら鯨種の主要分布域の 1 つである北太平洋中部および東部の沖合域における調査を一旦終了した。本調査のデータを用いたイワシクジラの資源量推定がすでに行われるなど（Hakamada *et al.* 2017）、本調査の結

果は、IWC の詳細解析や RMP 対応試験に際して、重要な情報をもたらすことが期待されている。なお、2017 年以降は 3 年間をかけて、これまで大規模な目視調査が実施されていなかったベーリング海全域を調査する予定であり、初年度である 2017 年にはベーリング海東部における調査が実施された。

### （3）我が国の鯨類科学調査

我が国は、国際捕鯨取締条約第 8 条に基づき、科学的研究を目的とした捕獲をともなう鯨類科学調査を南極海及び北西太平洋で行っている。

#### （a）南極海

南極海では、1987/88 年度からクロミンククジラの生物学的特性値の取得を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA : Japanese Whale Research Program under Special Permit in the Antarctic）を実施した（年間捕獲目標数はクロミンククジラを  $400 \pm 10\%$  頭（1994 年度までは同  $300 \pm 10\%$  頭））。JARPA は 2005 年 3 月に 18 年間の計画を終了したが、18 年間の調査により得られた情報の解析を通して、鯨類を中心とする南極海生態系の構造が現在もなお変化し続けていることが示唆された。そのため、このような変化を検証するために、第 2 期調査（JARPA II）が 2005/06 年度より開始された。JARPA II では、クロミンククジラ（同 850 頭±10% 頭）に加えて資源が大幅に回復しつつあるナガスクジラやザトウクジラも調査の捕獲対象に加える等（それぞれ 50 頭ずつ。ただし、当初 2 年間はナガスクジラのみ 10 頭捕獲）、調査の内容を拡充した。なお、ザトウクジラについては IWC の正常化プロセス進行中は捕獲が延期され、JARPA II では捕獲されることがなかった。JARPA II の成果は 2014 年に科学委員会によりレビューされ、系群構造や生物学的特性値など資源管理に資する重要な情報が得られたことが評価されるとともに、鯨類を中心とする南極海生態系の変化が継続していることが認識された（IWC 2015）。

その一方で、2014 年 3 月、国際司法裁判所（ICJ : International Court of Justice）は、豪州が JARPA II は ICRW に違反しているとして 2010 年 5 月に我が国を提訴した裁判について、JARPA II が ICRW の規定の範囲に収まらないとして、その中止を命じる判決を出した。しかし、ICJ は、捕獲（致死的）調査自体は禁止しておらず、むしろ、将来日本が捕獲を伴う調査を計画する際には発給計画策定にあたり判決の指摘事項を考慮することを期待する旨を示した（パラグラフ 246）（判決文は <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/> を参照）。この判決を踏まえ、日本は、2014 年 4 月、「国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指すという基本方針を堅持」することを表明した。この方針に基づき、判決で示された基準を反映させた新たな南極海鯨類科学調査計画（NEWPEP-A : New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean）の案を IWC/SC へ提出し（Government of Japan 2015a）、IWC/SC の検討を経て最終化し（Government of Japan 2015b）、2015 年冬期

より調査を実施している。NEWREP-A 策定にあたって、日本は、ICJ 判決の主な指摘事項に具体的に対応し、また、上記の ICJ 判決で示された期待にも応え、NEWREP-A は判決に整合したものとなっている。

NEWREP-A の調査目的の一つは、将来的なクロミンククジラの商業的捕鯨枠の算出に貢献するため、RMP で用いる生物学的・生態学的情報（例えば、資源の年輪組成、性成熟年齢やそれらの変動）を高精度に把握することである。調査では目視による資源量推定、捕獲を通じたクロミンククジラの年輪組成・性成熟・系群等の把握、その他鯨種の皮膚サンプルの収集、衛星標識・データロガーを用いた回遊・接餌行動の観察等を行い、より精度高く資源の動態メカニズムを把握する。もう一つの目的は、鯨に加えてその餌環境を調査することで、鯨類を中心とした南極海生態系モデルを構築し、その構造や動態を研究することである。鯨類の栄養状態の解析やオキアミ資源量の把握はその一環である。生態系モデルの構築は、持続可能な捕獲頭数の算出にとどまらず、南極海生態系の理解促進という科学的に重要な課題にも対応することができる。また、調査では、非致死的な調査手法の実行可能性、有用性を検証し、より適切な手法の組み合わせを摸索していくこととしている。

#### (b) 北西太平洋

北西太平洋では、1994～1999 年度にかけて、ミンククジラの系群構造解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN) が行われてきたが、2000 年度からは漁業と鯨類との競合問題の解明を目指した総合的な生態系調査としての第二期北西太平洋鯨類科学調査 (JARPN II) に移行し、2016 年度まで実施された。JARPN II における必要標本数は、胃内容物の種組成を一定の精度をもって把握することを目的に、イワシクジラは 100 頭 (2004 年以降)、ニタリクジラは 50 頭 (2000 年以降)、ミンククジラは鮎川沖の春季調査、釧路沖の秋季調査それぞれ 60 頭ずつ (2005 年以降)、沖合調査 100 頭 (2000 年以降) が 2013 年まで設定されていた。2014 年以降は、ICJ 判決に照らし、調査目的を限定するなどして、また、捕獲予定数の一部を非致死的手法に再配分したうえで非致死的手法の比較実験を行うこととし (沿岸捕獲頭数: ミンククジラ 102 頭、沖合捕獲頭数: イワシクジラ 90 頭、ニタリクジラ 25 頭の捕獲標本数)、非致死的手法 (バイオプシーを用いた表皮採取、脱糞行動の観察と糞採取) の実行可能性調査も合わせて実施した。JARPN II の成果は 2016 年の IWC/SC でレビューされ、系群構造の知見、鯨類と漁業との餌の競合に関する定量的な評価、海洋生態系における鯨類の役割の評価などの成果について、高い評価を得た (IWC 2016)。

日本政府は、持続可能な商業捕鯨の再開のために解決すべき科学的課題を改めて検討し、2016 年 11 月、JARPN 及び JARPN II の成果も踏まえ、新北西太平洋鯨類科学調査計画 (NEWREP-NP : New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific) の案を策定し、IWC/SC に提出した (Government of Japan 2017)。本計画については、同

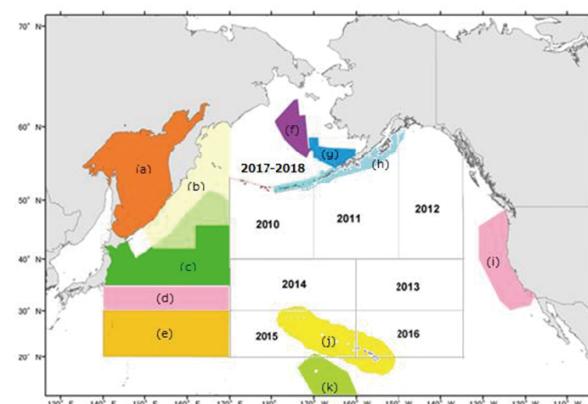


図 3. IWC/POWER の調査海域（実施年が入っている海域）(Kato et al. 2016 より)

色付きの海域は IWC/POWER 以外で最近カバーされた海域を示す。

科学委員会の手続きを経て最終化され、2017 年から調査が開始された。目標捕獲標本数は沿岸域でミンククジラ 127 頭、沖合域でイワシクジラ 134 頭、ミンククジラ 43 頭となっている。NEWREP-NP の調査目的は、日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出及び沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出である。調査項目には、系群構造仮説の検証や両種生物学的特性値の収集に加え、非致死的調査（目視調査、バイオプシーによる表皮採取、衛星標識による追跡など）や非致死的手法の検証（DNA 分析による年齢査定の実行可能性検証）も含まれている。

#### (4) 北太平洋鯨類目視調査

商業捕鯨再開に向けた IWC/SC の包括的鯨類資源評価及び RMP 運用試験に供するため、我が国では引き続き主要大型鯨類資源の情報を取得していく必要があります。また IWC 管轄外鯨種を対象に日本が自主管理している小型捕鯨業及びいるか漁業の対象種についても資源状態を把握しつつ適切に資源管理を実施する必要がある。このため、国際水研が主体となり目視調査航海を行い、主要鯨類の資源量を推定している（図 2）。実施体制としては水産研究・教育機構船並びに用船による調査である。また、近年では東シナ海や日本海南部において韓国と、また日本海北部やオホーツク海、カムチャツカ半島近辺ではロシアと共同調査を実施するなど、国際的な研究協力も行われている（宮下 2001）。前述のように、IWC 及び日本による POWER が、大型鯨類資源に関する情報収集を目的に 2010 年から北太平洋で実施されている（図 3）。

なお、目視調査で得られた情報に基づく資源量推定値が RMP 運用試験において正式データとして採用されるためには、IWC/SC の RMP 分科会に計画書を提出してレビューを受ける必要があります。また IWC が選任した監視員による監督が求められる。

#### (5) 新海洋産業管理及び希少生物管理

小笠原、座間味、土佐湾、笠沙等でのホエールウォッティング、また伊豆諸島や小笠原などドルフィンスイムなどの新海洋産業が各地で定着しつつある。これら新産業は行政管轄のはざ

まにあり、必ずしも産業として適切に管理されていない。したがって、これらの管理にも対象資源の管理研究が必要であるばかりでなく、沿岸性鯨類の分布や移動、系群構造などに関する情報のニーズも高く、これを受ける形で国際水研が現地機関等と連携しつつ分布調査や生息数調査を実施している。

#### (6) その他

その他、海洋汚染、混獲問題などへの対処に関する調査研究が行われている。また、市場に流通する鯨肉の DNA 鑑定に関する研究も行われている。

### 主な大型鯨類の資源量

大型鯨類の資源量推定値については、IWC のウェブサイト (<https://iwc.int/estimate>) に主要なものがまとめられている（表 1）。

### 執筆者

外洋資源ユニット

鯨類サブユニット

国際水産資源研究所 外洋資源部 鯨類資源グループ

吉田 英可・村瀬 弘人

### 参考文献

- Allison, C. 2016. IWC individual catch database Version 6.1; Date: 18 July 2016. (Available from IWC).
- de la Mare, W.K. 1989. The model used in the HITTER and FITTER program (Program FITTER. SC40), Annex L, Report of the Scientific Committee. Rep. Int. Whal. Commn., 39: 150-151.
- Government of Japan. 2015a. Proposed research plan for New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/151127newrep-a.pdf> (2017 年 11 月 22 日)
- Government of Japan. 2015b. Implementation of the New Scientific Whale Research Program in the Antarctic Ocean (NEWREP-A). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/pdf/implementation.pdf> (2017 年 11 月 22 日)
- Government of Japan. 2017. Research Plan for New Scientific Whale Research Program in the western North Pacific (NEWREP-NP). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/attach/pdf/index-6.pdf> (2017 年 11 月 22 日)
- 藤瀬良弘. 2002. 鯨類捕獲調査がめざすもの. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社. 34-44 pp.
- Hakamada, T., Matsuoka, K., Murase, H., and Kitakado, T. 2017. Estimation of the abundance of the sei whale *Balaenoptera borealis* in the central and eastern North Pacific in summer using sighting data from 2010 to 2012. Fish. Sci., 83(6): 887-895. doi: 10.1007/s12562-017-1121-1
- IWC (International Whaling Commission). 1994. Guideline of conducting surveys and analyzing data within the Revised Management Scheme. Rep. Int. Whal. Commn., 44: 168-174.
- IWC (International Whaling Commission). 2015. Report of the Expert Workshop to Review the Japanese JARPAII Special Permit Research Programme. J. Cetacean Res. Manage., 16 (Suppl.): 369-409.
- IWC (International Whaling Commission). 2016. Report of the Expert Panel of the Final Review on the Western North Pacific Japanese Special Permit Programme (JARPN II). J. Cetacean Res. Manage., (Suppl.) 18: 529-592.
- Kanaji, Y., Okazaki, M., Kishiro, T., and Miyashita, T. 2015. Estimation of habitat suitability for the southern form of the short-finned pilot whale (*Globicephala macrorhynchus*) in the North Pacific. Fish. Oceanogr., 24: 14-25.
- Kato, H., Matsuoka, K., Miyashita, T., Murase, H., and Pastene, L.A. 2016. Proposal for the 2017 and 2018 IWC-Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research (POWER). Paper SC/66b/IA/06. 11 pp.
- 松岡耕二. 2002. 南極海におけるクロミンククジラアセスマント航海の変遷と概要. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社, 東京. 118-123 pp.
- 宮下富夫. 2001. 日本の鯨類目視調査の現状と将来. 海洋と生物, 134 (Vol. 23, no. 3): 264-268.
- 田中栄次. 2002. IWC 改訂管理方式. In 加藤秀弘・大隅清治（編），鯨類資源の持続的利用は可能か—鯨類資源研究の最前線—. 生物研究社, 東京. 45-49 pp.

表 1. 主要な大型鯨類の資源推定量推定値（IWC ホームページより改編）

種類	海域（系群）	推定年	推定値	およそ95%信頼区間
クロミンクジラ	南半球	1985/86-1990/91 1992/93-2003/04	720,000 515,000	510,000 - 1,010,000 360,000 - 730,000
ミンクジラ	北大西洋	1989 1995 1996-2000 2003-2007 2008-13	64,000 112,000 80,000 81,000 90,000	50,000 - 80,000 95,000 - 130,000 65,000 - 100,000 60,000 - 110,000 60,000 - 130,000
	北東系群	中央系群	2005-2007	50,000
	西グリーンランド系群		2007	17,000
	北太平洋			
	西太平洋-オホーツク海系群	1989-90 2003	25,000 約 22,000+	12,800 - 48,600 レビュー中
シロナガスクジラ	南半球(ピグミーシロナガスクジラを除く)	1997/98	2,300	1,150 - 4,500
ナガスクジラ	北大西洋	1987-9 東グリーンランド-フェロー系群	15,000	11,000 - 19,000
		1995 2001 2007	22,000 26,000 22,000	16,000 - 30,000 20,000 - 33,000 16,000 - 30,000
	西グリーンランド系群	2007	4,500	1,900 - 10,000
コククジラ	北太平洋	東系群	1997/98 2000/01 2001/02 2006/07	21,000 16,500 16,000 19,000
		西系群	2007	121
ホッキョククジラ	北太平洋	ベーリング海-チュコト海-ボーフォート海系群	2001 2004 2011	10,500 12,600 17,000
		西グリーンランド接觸海域	2012	1,300
	南半球			
ザトウクジラ	一部の南極海接觸海域	1997/98	42,000	34,000 - 52,000
	南米東方海域	2005	6,200	4,600 - 8,500
	南米西方海域	2003-4	2,900	2,000 - 4,200
	西オーストラリア	2008	29,000	24,000 - 40,000
	西アフリカ	2005	9,800	7,000 - 12,000
	東アフリカ繁殖系群(複数)	2006	14,000	11,000 - 19,000
	北大西洋			
セミクジラ	西部北大西洋	1992-93	11,600	10,000 - 13,000
	西グリーンランド	2007	2,700	1,400 - 5,200
	北太平洋	2007	22,000	19,000 - 23,000
	アラビア海	2007	80	60 - 110
	南半球	2009	12,000	
ニタリクジラ	南西大西洋	2009	3,300	
	南アフリカ	2009	3,900	
	ニュージーランド亜南極海域	2009	2,700	
	オーストラリア西方から中央南方	2009	2,000	
	北大西洋	2010	490	
西部北太平洋系群	1999-2000	21,000	11,000 - 38,000	